

豊中市成年後見人等報酬助成申込書

豊中市長 様

豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱に基づき、次のとおり関係書類を添えて申込みします。

決定の審査において、成年被後見人等の住民登録・資産状況及び本市に住民登録がない成年被後見人等の介護保険の保険者、障害サービスの決定者、措置状況について市が調査することを同意します。

申込者	氏 名		対象者との 関係	☐ 本人 ☐ 後見人 ☐ 保佐人 ☐ 補助人 ※保佐人、補助人は代理権を付与された者に限る		
	住 所	〒 ー (電話番号) ー ー				
対象者 (被後見人・ 被保佐人・ 被補助人)	ふりがな		生年月日	年 月 日		
	氏 名					
	住民登録 上の住所					
	対象期間 の居所	所在地： (施設名・病院名： 対象期間： 年 月 日 ~ 年 月 日			☐ 自宅 ☐ 施設 ☐ 病院 ※注 2	
	対象期間 内に上記 以外に居 所があっ た場合	所在地： (施設名・病院名： 対象期間： 年 月 日 ~ 年 月 日			☐ 自宅 ☐ 施設 ☐ 病院 ※注 2	
後 見 等 の 種 類	☐ 後見 ☐ 保佐 ☐ 補助					
成年後見人等の職種	☐ 弁護士 ☐ 行政書士 ☐ 司法書士 ☐ 税理士 ☐ 社会福祉士 ☐ 精神保健福祉士 ☐ その他専門職 ()					
申請金額	円	報酬付与の審判 決定期間 (対象期間)	年 月 日 ~ 年 月 日			
受給中の 公的給付等 ※注 3 の場 合のみ記載	☐ 「介護保険法」第 13 条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者 ☐ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第 19 条、第 51 条、第 52 条、第 76 条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者 ☐ 「老人福祉法」「知的障害者福祉法」「身体障害者福祉法」等の規定による本市の措置入所者					

※注 1：□のある欄は、該当する□に✓印を記入してください。

※注 2：施設は、介護保険施設・障害者支援施設・児童福祉施設のほか、サービス付き高齢者向け住宅等の見守りや生活相談などの生活支援サービスが提供される場所や共同生活援助を行う住居も含まれます。

※注 3：豊中市以外の市区町村に住民登録がある場合に記入してください。

※注 4：豊中市以外で対象期間内の報酬助成を受けている場合は申込みできません。

(裏面あり)

【添付書類チェックリスト】

種別	番号	書類・資料の名称（写しで可）		☑
共通	①	後見等開始の審判書		☐
	②	登記事項証明書		☐
	③	報酬付与の審判申立書（報酬金額の記載があるもの）		☐
	④	対象者の住民票（本市に住民登録がある場合は省略可）		☐
	⑤	後見等事務報告書（家庭裁判所に提出したもの）		☐
	⑥	財産目録（家庭裁判所に提出したもの）		☐
	⑦	通帳（申込時点での預貯金額がわかるもの。ただし、財産目録の報告基準日が申請日以前2か月以内であれば提出を省略可）		☐
	⑧	後見人等の職種がわかる書類（後見等開始の審判書に記載があれば省略可）		☐
個別①	⑨	生活保護受給者	生活保護を受給していることがわかる書類 （「被保護証明書」「保護決定通知書」など、報酬助成対象期間内に発行されたもの）	☐
	⑩	生活保護受給者以外	世帯員全員の非課税証明書（最新年度のもの）	☐
個別②	⑪	本市に住民	本市の介護保険被保険者証	☐
	⑫	登録がない	本市の障害サービス等の支給決定通知書または受給者証	☐
	⑬	場合	本市の決定で措置入所していることがわかる書類	☐

※共通①～⑧及び個別①については⑨又は⑩、個別②については⑪～⑬のいずれかを提出してください。

【参考】豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱（一部抜粋）

第2条 後見人等の報酬に対する助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、家庭裁判所により弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、税理士、精神保健福祉士その他親族以外の専門職が後見人等に選任された者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 豊中市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている者で、次のいずれにも該当する者

ア．対象者及び対象者と生計を一にする世帯員全員が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条の規定に基づく被保護者又は市民税非課税である者

イ．対象者の預貯金が500,000円未満であって、かつ、対象者が居住する家屋及びその土地その他日常に必要な資産以外に処分すべき資産がないこと

（2） 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者であって、第1号ア・イのいずれにも該当する者

（3） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条、第51条、第52条、第76条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者であって、第1号ア・イのいずれにも該当する者

（4） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条又は第16条の規定による本市の措置により市外の施設に入所している者で、第1号ア・イのいずれにも該当する者

2 前項の規定にかかわらず、本市以外の市区町村で成年後見人等報酬助成を受けている者は対象としない。

第4条 第6条に規定する助成の申込みの受付期間は、家事事件手続法別表第1に規定する報酬付与の審判（以下「審判」という。）により家庭裁判所が報酬額を決定した日から1年以内であって、当該決定の対象期間の終日から1年以内とする。

2 助成の対象となる期間は、審判により家庭裁判所が決定した期間の終日から遡って算定し、当該期間が12月を超える場合は12月（成年後見人等が就職の日から最初に申し立てた審判の場合は当該期間、当該期間が24月を超える場合は24月）であって、第2条の要件に該当する期間とする。